

笠木小学校創立150周年記念事業実行委員会規約

令和6年10月30日

(名称及び事務局)

第1条 本会は、笠木小学校創立150周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称し、所在地を笠木小学校(曾於市大隅町中之内5762番地)に置く。(目的)

第2条 本会は、笠木小学校創立150周年記念事業(以下「創立記念事業」という。)を実施することによって、児童、卒業生並びに地域住民の愛校心と地域愛(郷土愛)をより一層育み、笠木小学校の教育活動及び地域貢献・振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業等を行う。

- (1) 創立記念式典、記念講演会、記念祝賀会
- (2) 記念誌の作成
- (3) 各種創立記念学校行事の開催
- (4) 創立記念事業に必要な賛助金等財源の確保
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、笠木小学校PTA、PTA歴代会長会、校区コミュニティ協議会及び笠木小学校の各職、役員等をもって組織する。

(役員及び任期)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 3名
- (3) 事務局 2名
- (4) 書記 2名
- (5) 会計 3名
- (6) 委員 2名
- (7) 監事 2名

2 役員は、実行委員会において選出する。

3 役員の任期は、選出された日から当該記念事業が終了するまでの間とする。

4 欠員が生じた場合は、速やかに後任を選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第6条 実行委員長は、会務を総括する。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、事故あるときはその任務を代行する。
併せて、各専門委員会を支援及び補助を行い、事業の運営を統括する。
- 3 事務局は、本会の事務を統括する。会務の議事作成及び会計処理を統括する。
- 4 書記は、本会の会議記録を作成し、管理する。
- 5 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 6 委員は、知見を活かし、本会の特任事項を処理する。
- 7 監事は、事業及び会計監査を行う。

(顧問)

第7条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、実行委員会の承認を得て、実行委員長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、実行委員長の要請により会議に出席して、意見を述べることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

(会議)

第8条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 実行委員会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 役員会
- 2 会議は、いずれも構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決することとする。

(実行委員会)

第9条 実行委員会は、役員、顧問、運営委員会委員及び専門委員会の会長で構成する。

- 2 実行委員会は、必要に応じて実行委員長が招集し、会議の議長となる。
- 3 実行委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 事業実績及び決算の承認
 - (4) 賛助金等の調達方法
 - (5) その他実行委員会の運営に必要な事項

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、必要に応じて実行委員長が招集し、創立記念事業全般について審議する。

- 2 運営委員会の委員は、役員、専門委員会の会長及びPTA歴代会長会の会員をもって構成する。

(役員会)

第11条 役員会は、第6条に規定する役員（監事を除く。）で構成し、実行委員長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 実行委員会に付すべき事項
- (2) 実行委員会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他実行委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(専門委員会)

第12条 実行委員会に次の各号に掲げる専門委員会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事業を行う。

- (1) 総務委員会 記念事業の総括、イベント等の企画及び運営
- (2) 事業委員会 記念碑等の建設、看板・横断幕の作成、資金の捻出
- (3) 式典委員会 記念式典及び祝賀会の企画、運営
- (4) 広報委員会 記念誌、パンフレット等の作成及び広報全般

2 専門委員会に会長、副会長、書記及び委員を置き、実行委員会においてこれを委嘱する。

3 各専門委員会は、必要に応じて会長が招集する。

4 会長は、その事業内容を役員会で報告しなければならない。

(会計)

第13条 本会の経費は、PTA特別会計、賛助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、初年度については、本会設立日から直近の3月31日までとする。

3 本会の繰越金等の会計処分については、実行委員会で審議の上、処理する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この規約は、曾於市立笠木小学校創立記念事業実行委員会の設立の日から施行する。